

令和3年労働組合基礎調査結果(道内集計分)

経済部労働政策局

雇用労政課雇用労政係

内線 26-773

I 調査の概要

この調査は、全国におけるすべての労働組合を対象に組合数、組合員数、適用法規、加盟上部組合等の状況を把握することを目的として、厚生労働省が毎年6月30日現在で実施している「労働組合基礎調査」の道内分を集計したものである。

ただし、船員法に規定する労働組合については、一部を除き、この調査結果には含まれない。
なお、推定組織率は、船員法に規定する労働組合を含めて算出している。

II 用語の定義

労働組合

→ 労働者が主体となって、自主的に労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図ることを目的として組織する団体またはその連合団体で、独自の活動を行える体制が備わっているものをいう。

単位組織組合

→ 労働組合の規約上、当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、独自の活動を行い得る下部組織を持たない組合をいう。

例えば、中小企業の労働組合にみられる1企業1事業所の労働者で組織されており、支部、分会など下部組織を持たない組合である。

単一組織組合

→ 労働組合の規約上、当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に単位組織組合に準じた機能を持つ組織(支部、分会等)を有する組合をいう。

なお、単一組織組合の各組織段階のうち、最上部組織を**本部**、独自の活動を行える最下部組織を**単位扱組合**、中間組織を**連合扱組合**という。

本調査では、単位組織組合及び単一組織組合の最下部組織(単位扱組合)を合わせて、**単位労働組合**と呼称し、特にことわりのない限り、「労働組合(員)数」は、単位労働組合(員)数を指す。

Ⅲ 調査結果の概要

1 組織の状況

令和3年6月30日現在の北海道の単位労働組合数(単位組織組合及び単一組織組合の単位扱組合の総数)は2,874組合、組合員数は320,577人で、前年に比べ組合数は58組合(前年比2.0%)減少し、組合員数は5,333人(前年比1.6%)減少した。

また、推定組織率(雇用労働者数に占める組織労働者の割合)は16.7%で、前年の16.9%に比べ0.2ポイント減少した。

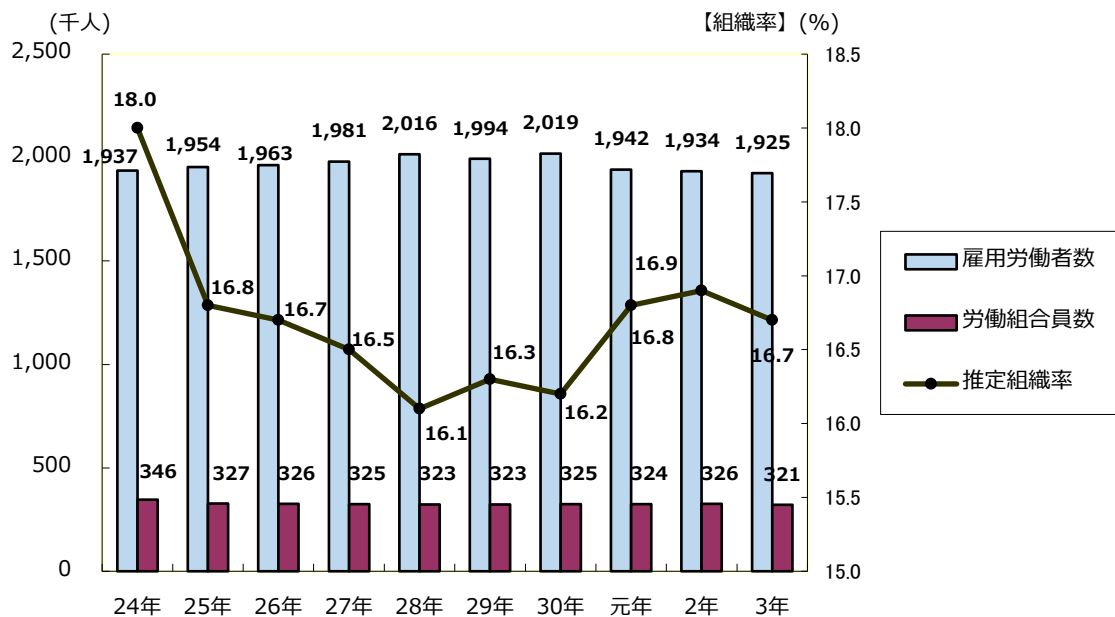
第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数			労働組合員数			雇用労働者数 千人	推定組織率 %
	組合	対前年差 組合	対前年比 %	人	対前年差 人	対前年比 %		
28	3,136	△ 132	△ 4.0	323,204	△ 1,504	△ 0.5	2,016	16.1
29	3,113	△ 23	△ 0.7	323,424	220	0.1	1,994	16.3
30	3,059	△ 54	△ 1.7	325,363	1,939	0.6	2,019	16.2
元	3,000	△ 59	△ 1.9	324,269	△ 1,094	△ 0.3	1,942	16.8
2	2,932	△ 68	△ 2.3	325,910	1,641	0.5	1,934	16.9
3	2,874	△ 58	△ 2.0	320,577	△ 5,333	△ 1.6	1,925	16.7

(注)1 雇用労働者数は、「国勢調査」及び「労働力調査」の数値をもとに推計。

2 推定組織率は、労働組合基礎調査の対象外である海員組合を含めて算出。

第1図 雇用労働者数、労働組合員数及び推定組織率の推移



2 産業別組織の状況

産業別の組合員数は、卸売業・小売業が 77,134 人で全体の 24.1%を占め最も多く、次いで公務が 43,372 人（構成比 13.5%）、運輸業、郵便業 31,926 人（同 10.0%）、医療、福祉 25,363 人（同 7.9%）、製造業 24,312 人（同 7.6%）、金融業・保険業 22,354 人（同 7.0%）などとなっている。

また、パートタイム労働者の組合員数は、61,458 人で労働組合員数全体(320,577 人)の 19.2%となっている。

産業別のパートタイム労働者の組合員数をみると、卸売・小売業が圧倒的に多く 49,815 人（当該産業における組合員構成比 64.6%）、次いで宿泊業、飲食サービス業 4,733 人（同 81.9%）などとなっている。

第 2 表 産業別単位労働組合、組合員数及びパートタイム労働者の組合員数

区 分	合 計			うちパートタイム労働者		
	組合数	組合員数	対前年比	組合数	組合員数	比率
	組合	人 %	%	組合	人 %	%
全 産 業	2,874	320,577 (100.0)	△ 1.6	343	61,458	19.2
農 業 ・ 林 業	63	1,228 (0.4)	△ 4.0	11	39	3.2
漁 業	3	85 (0.0)	△ 1.2	—	—	—
鉱業・採石業、砂利採取業	4	121 (0.0)	0.8	—	—	—
建 設 業	134	20,903 (6.5)	1.5	1	9	0.0
製 造 業	261	24,312 (7.6)	△ 3.1	26	671	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	122	8,087 (2.5)	△ 3.5	2	753	9.3
情 報 通 信 業	87	8,314 (2.6)	0.1	6	152	1.8
運 輸 業 、 郵 便 業	518	31,926 (10.0)	△ 1.1	36	816	2.6
卸 売 業 ・ 小 売 業	247	77,134 (24.1)	△ 2.2	61	49,815	64.6
金 融 業 ・ 保 険 業	203	22,354 (7.0)	△ 0.5	29	852	3.8
不動産、物品賃貸業	9	772 (0.2)	△ 1.4	2	67	8.7
学術研究、専門・技術サービス業	81	3,693 (1.2)	△ 14.2	3	6	0.2
宿泊業、飲食サービス業	14	5,778 (1.8)	2.7	6	4,733	81.9
生活関連サービス業、娯楽業	22	750 (0.2)	△ 15.3	2	4	0.5
教育、学習支援業	161	15,535 (4.8)	△ 1.2	14	114	0.7
医 療 、 福 祉	273	25,363 (7.9)	△ 2.4	65	1759	6.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	164	21,544 (6.7)	0.1	9	70	0.3
サ ー ビ ス 業	83	3,834 (1.2)	△ 1.9	12	92	2.4
公 務	370	43,372 (13.5)	△ 1.7	33	1102	2.5
分 類 不 能 の 産 業	55	5,472 (1.7)	△ 1.9	25	404	7.4

(注)「分類不能の産業」の労働組合員数には、複数産業の労働者で組織されている労働組合及び産業分類が不明な企業等の労働組合員数を含む。

3 企業規模別組織の状況

民間企業と国公営における組合員数の構成をみると、民間企業の組合員数が254,845人(79.5%)、国公営の組合員数が65,732人(20.5%)となっており、前年に比べ、民間企業で3,368人(増減率△1.3%)、国公営で1,965人(同△2.9%)減少した。

民間企業の組合員数を企業規模別でみると「5,000人以上」規模が110,403人(民間組合員数全体の43.3%)で最も多く、次いで「1,000～4,999人」規模が50,679人(同19.9%)、「100～299人」規模が24,908人(同9.8%)、「500～999人」規模が22,443人(同8.8%)、などの順となっている。

また、前年と比べると、「5,000人以上」規模が3,848人(増減率3.6%)の増加、「1,000～4,999人」が5,358人(同△9.6%)の減少、「100～299人」が514人(同△2.0%)の減少となっている。

第3表 企業規模別労働組合員数

企業規模	組合員数	構 成 比	対 前 年 比	
			増減数	増減率
	人	%	人△	%
①民 間	254,845	79.5 (100.0)	△ 3,368	△ 1.3
5,000人以上	110,403	34.4 (43.3)	3,848	3.6
1,000～4,999人	50,679	15.8 (19.9)	△ 5,358	△ 9.6
500～999人	22,443	7.0 (8.8)	△ 1,610	△ 6.7
300～499人	12,340	3.8 (4.8)	267	2.2
100～299人	24,908	7.8 (9.8)	△ 514	△ 2.0
30～99人	10,130	3.2 (4.0)	△ 312	△ 3.0
29人以下	1,478	0.5 (0.6)	△ 55	△ 3.6
そ の 他	22,464	7.0 (8.8)	366	1.7
②国 公 営	65,732	20.5	△ 1,965	△ 2.9
合 計(①+②)	320,577	100.0	△ 5,333	△ 1.6

(注) 1 ()内の数字は、民間組合員数を100とした構成比である。

2 企業規模別欄の「その他」は、複数の企業の労働者で組織されている労働組合及び規模不明の企業等の労働組合である。

4 適用法規別組織の状況

適用法規別の組合員数の構成をみると、労働組合法の適用を受ける組合員 255,274 人(構成比 79.6%)で最も多く、次いで地方公務員法適用組合員が 54,299 人(同 16.9%)、国家公務員法適用組合員が 6,178 人(同 1.9%)、地方公営企業労働関係法適用組合員が 4,825 人(同 1.5%)、行政執行法人等労働関係法適用組合員が 1 人(同 0.0%)の順となっている。

第 4 表 適用法規別単位労働組合員及び組合員数

適用法規	組合数	構成比	組合員数	構成比	組合員数対前年比	
					増減数	増減率
労働組合法	2,294	79.8	255,274	79.6	△ 3,396	△ 1.3
行政執行法人等労働関係法	1	0.0	1	0.0	0	0.0
地方公営企業労働関係法	29	1.0	4,825	1.5	△ 159	△ 3.2
国家公務員法	134	4.7	6,178	1.9	△ 250	△ 3.9
地方公務員法	416	14.5	54,299	16.9	△ 1,528	△ 2.7
合計	2,874	100.0	320,577	100.0	△ 5,333	△ 1.1

5 地域別組織の状況

地域別に組合員数の状況をみると、全道 320,577 人の 56.2%にあたる 180,228 人が石狩振興局管内に集中しており、次いで胆振総合振興局管内 24,144 人(構成比 7.5%)、上川総合振興局管内 22,664 人(同 7.1%)、渡島総合振興局管内 19,561 人(同 6.1%)、十勝総合振興局管内 17,967 人(同 5.6%)の順になっている。

なお、前年と比べると、石狩振興局管内で 2,805 人(増減率△1.5%)、空知総合振興局管内で 1,093 人(同△8.5%)、日高振興局管内で 126 人(同△6.3%)の減少となっており、檜山振興局では 264 人(同 15.3%)、胆振総合振興局で 157 人(同 0.7%)の増加となっている。

第 5 表 地域別単位労働組合員数の推移

総合振興局 (振興局)名	H 3 0 年	R 元年	R 2 年	R 3 年	対 前 年 比	
					増減数 人	増減率 %
合 計 (構成比)	325,363 (100.0)	324,269 (100.0)	325,910 (100.0)	320,577 (100.0)	△ 5,333	△ 1.6
空 知	13,355 (4.1)	13,204 (4.1)	12,870 (3.9)	11,777 (3.7)	△ 1,093	△ 8.5
石 狩	178,246 (54.8)	178,538 (55.1)	183,033 (56.2)	180,228 (56.2)	△ 2,805	△ 1.5
後 志	9,365 (2.9)	9,083 (2.8)	8,905 (2.7)	8,661 (2.7)	△ 244	△ 2.7
胆 振	24,396 (7.5)	24,180 (7.5)	23,987 (7.4)	24,144 (7.5)	157	0.7
日 高	2,142 (0.7)	2,138 (0.7)	2,014 (0.6)	1,888 (0.6)	△ 126	△ 6.3
渡 島	20,487 (6.3)	20,411 (6.3)	19,747 (6.1)	19,561 (6.1)	△ 186	△ 0.9
檜 山	1,792 (0.6)	1,712 (0.5)	1,720 (0.5)	1,984 (0.6)	264	15.3
上 川	23,743 (7.3)	23,568 (7.3)	23,063 (7.1)	22,664 (7.1)	△ 399	△ 1.7
留 萌	2,217 (0.7)	2,177 (0.7)	2,188 (0.7)	2,117 (0.7)	△ 71	△ 3.2
宗 谷	3,311 (1.0)	3,434 (1.1)	3,341 (1.0)	3,188 (1.0)	△ 153	△ 4.6
オホーツク	13,553 (4.2)	13,593 (4.2)	13,400 (4.1)	13,110 (4.1)	△ 290	△ 2.2
十 勝	18,202 (5.6)	18,278 (5.6)	18,016 (5.5)	17,967 (5.6)	△ 49	△ 0.3
釧 路	11,569 (3.6)	11,052 (3.4)	10,777 (3.3)	10,515 (3.3)	△ 262	△ 2.4
根 室	2,985 (0.9)	2,901 (0.9)	2,849 (0.9)	2,773 (0.9)	△ 76	△ 2.7

(注) 組合の地域範囲が 2 総合振興局(振興局)以上にまたがっている場合、組合事務所所在地の総合振興局(振興局)で全組合員数を計上しているため、実際の総合振興局(振興局)管内分の組合員数とは異なる。

6 組合の新設、解散の状況

組織形態の変更等を除く実質的な新設・解散組合の動きを見ると、新設は3組合669人、解散は62組合9,378人となっている。

7 主要団体への加盟状況

全国組織の主要団体別に労働組合員数をみると、日本労働組合総連合会（連合）に250,660構成比76.2%）、全国労働組合総連合（全労連）に20,240人（同6.2%）、全国労働組合連絡協議会（全労協）に130人（同0.0%）が加盟している。

また、道内における地方組織の団体別では、日本労働組合総連合会北海道連合会（連合北海道）に233,633人（全体の72.9%）、北海道労働組合総連合（道労連）には、15,716人（4.9%）が加盟している。

第6表 全国組織系統別組合員数

組 織 系 統	組 合 員 数	対 前 年 比		構 成 比
		増 減 数	増 減 率	
【全国組織系統別】	人	人	%	%
① 連 合	250,660	△ 2,664	△ 1.1	76.2
② 全 労 連	20,240	△ 261	△ 1.3	6.2
③ 全 労 協	130	△ 85	△ 39.5	0.0
その他（無加盟組合含む）	57,754	△ 2,265	△ 3.8	17.6
合 計	320,577			
【地方組織系統別】				
連 合 北 海 道	233,633	△ 1,745	△ 0.7	72.9
	《 235,143》	《 △ 1,745》	《 △ 0.7》	
道 労 連	15,716	34	0.2	4.9
その他（無加盟組合含む）	71,244	△ 3,692	△ 4.9	22.2

(注) 1 「地方組織系統別」の組合員数には、地方組織を構成する単一労働組合の直轄組合員（単位組合に属さず、直接本部等に属する組合員）が含まれているため、「全国組織系統別」の組合員数と一致しない。

2 「地方組織系統別」内の《 》の数値は、海員組合員数を含めた数である。

3 複数の主要団体に加盟している労働組合は、それぞれの主要団体に重複して集計していることから、主要団体別の労働組合数及び労働組合員数を合計したものは、総計とは必ずしも一致しない。